# 中小企業成長加速化補助金

## 概要資料

令和7年3月14日 中小企業成長加速化補助金事務局

### 1. 事業概要

	項目	内容			
1	補助上限額	5 億円(補助率1/2)			
2	補助事業期間	交付決定日から24か月以内			
3	補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業 ※売上高が10億円以上100億円未満である必要があります。			
4	補助事業の要件	① 「100億宣言」を行っていること ② 投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ③ 一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画の策定 (賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間) ※賃上げ要件とは、補助事業の終了後3年間の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上であることを指します。 ※「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」どちらで目標を立てるかは申請時に選択いただきます。 ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます(但し、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く)。			
5	補助物經費	建物費(拠点新設・増築等)、機械装置費(器具・備品費含む)、ソフトウェア費、外注費、専門家経費※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限ります。なお、土地代は対象外です。			



工場、物流拠点 などの新設・増築



イノベーション創出に向けた設備の導入



自動化による 革新的な生産性向上

## (参考)「100億宣言」について

#### 【企業が宣言に記載する内容】

- 1 企業概要
- ②企業理念・経営者の意気込み
- ③ 売上高100億円実現の目標と課題
- ④ 売上高100億円に向けた具体的措置(取組)



#### 【宣言のメリット】

- ✓宣言取得による補助金等の活用
  - 成長加速化補助金
  - 経営強化税制の拡充措置(夏~) など

※租特法が成立した場合

- ✓ 経営者ネットワークへの参加 「夏~」
  - 宣言を行った成長を目指す経営者が、地域・業種を超えて繋がれるネットワークを構築。
- ✓ 宣言の公式ロゴマーク活用による 自社 P R

※商標登録出願中

公表要領・申請用ひな形等の 特設サイトこちら→



## 2. 賃上げ要件

- 補助事業が完了した日を含む事業年度(基準年度)の「給与支給総額」又は「従業員(非常勤含む。以下同じ。)及び役員の1人当たり給与支給総額」と比較した、基準年度の3事業年度後(最終年度)の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、補助事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率(基準率)以上であることが必要です。
- 具体的には、応募申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標を従業員等に表明の上、達成することが要件となります。※「給与支給総額」か「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」のどちらを目標に掲げるかは応募申請時に選択いただきます。

**計算式** 

年平均上昇率目標 = { ( A / B ) ^ C } - 1 ≧ 基準率

A: 最終年度の「給与支給総額」又は「1人当たり給与支給総額」

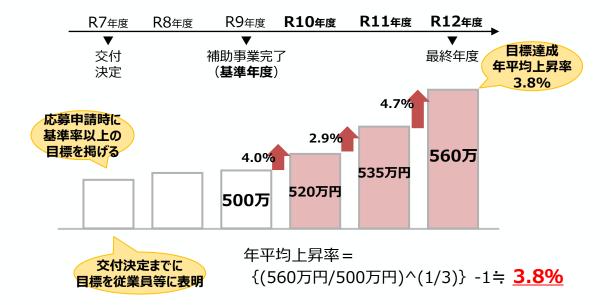
B: 基準年度の「給与支給総額」又は「1人当たり給与支給総額」

C: 1/3

事例

補助事業実施場所が石川県で 1人当たり給与支給総額を選んだ場合

目標とする年平均上昇率3.5%>石川県の基準率(3.4%)



#### 注意

#### 補助金返還となる場合

- ① 交付決定までに目標を従業員等に表明しなかった場合
- ② 基準年度の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人 当たり給与支給総額」が、申請時の直近の事業年度の「給与 支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」を下回っている場合
- ③ 申請時に掲げた目標を達成できなかった場合(未達成率に応じて返還)
  - ※天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く
  - ※補助金返還となった場合も事業者名は公表しない

## (参考) 賃上げ要件の基準率

#### 都道府県別の基準率

都道府県	基準率	都道府県	基準率	都道府県	基準率	都道府県	基準率
北海道	3.2%	東京	2.8%	滋賀	3.3%	香川	3.5%
青森	3.8%	神奈川	2.8%	京都	3.1%	愛媛	3.9%
岩手	3.8%	新潟	3.5%	大阪	2.9%	高知	3.8%
宮城	3.4%	富山	3.3%	兵庫	3.2%	福岡	3.4%
秋田	3.8%	石川	3.4%	奈良	3.3%	佐賀	3.9%
山形	3.9%	福井	3.5%	和歌山	3.4%	長崎	3.8%
福島	3.7%	山梨	3.4%	鳥取	3.9%	熊本	3.8%
茨城	3.4%	長野	3.3%	島根	4.0%	大分	3.8%
栃木	3.3%	岐阜	3.3%	岡山	3.3%	宮崎	3.8%
群馬	3.4%	静岡	3.2%	広島	3.2%	鹿児島	3.8%
埼玉	3.1%	愛知	3.1%	山口	3.4%	沖縄	3.8%
千葉	3.1%	三重	3.2%	徳島	4.3%	全国平均	3.2%

出所 厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」(2019年度·2024年度)再編加工

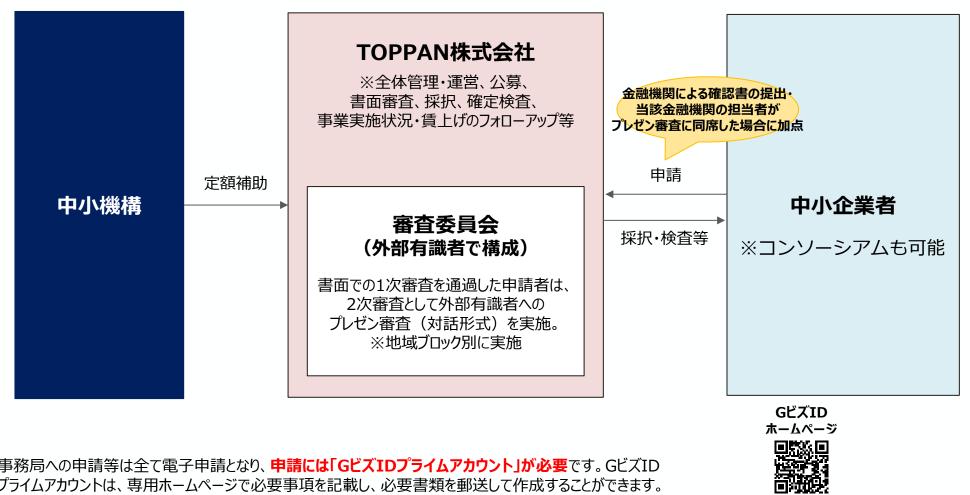
# 3. 補助対象経費

	項目	詳細	備考
1	建物費	専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費(単価100万円(税抜き)以上のものに限る)	・生産設備等の導入に必要な「建物」、建物と切り離すことのできない「建物附属設備」、及びその「付帯工事(土地造成含む)」は対象 ・建物の単なる購入や賃貸、土地代、建物における構築物(門、塀、フェンス、広告塔等)、撤去・解体費用は対象外
2	機械装置費	<ul><li>① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具 (測定工具・検査工具等)の購入、製作、借用に要する 経費(単価100万円(税抜き)以上のものに限る)</li><li>② ①と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する 経費</li></ul>	<ul><li>・「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」は対象</li><li>・「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」は対象外</li><li>・事業者とリース会社が共同申請をする場合には、機械装置又はシステムの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能</li></ul>
3	ソフトウェア費	<ul><li>① 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費(単価100万円(税抜き)以上のものに限る)</li><li>② ①と一体で行う、改良・修繕に要する経費</li></ul>	・「パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用」は 対象外
4	外注費	補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を 外注(請負・委託)する場合の経費 ※4及び5の合計額は、1~3の合計経費未満	・「事業計画の作成に要する経費」、「外注先が機械装置の設備やシステム等を購入する費用」、「外部に販売・レンタルする ための量産品の加工を外注する費用」は対象外
5	専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※4及び5の合計額は、1~3の合計経費未満	<ul><li>・本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費が対象</li><li>・「事業計画の作成に要する経費」は対象外</li></ul>

※詳細は公募要領をご参照ください。

#### 4. 事業スキーム

● 独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)から採択された事務局が、中小企業成長加速化補助金の公募、審査、交付申 請受付、確定検査、補助事業終了後の事業実施状況・賃上げ要件の達成状況の確認(フォローアップ)等を行います。



【注意】事務局への申請等は全て電子申請となり、申請には「GビズIDプライムアカウント」が必要です。GビズID プライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。 アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。

https://gbiz-id.go.jp/top/

### 5. 審查基準

経営力

- ①将来の売上高100億円(あるいは更なる成長)に向けた中長期的なビジョンや計画を有しているか。その上で、補助事業期間を含む今後5年程度について、経営者の明確なシナリオとともに事業戦略が論理的に構築され、その中で当該補助事業が効果的に組み込まれているか。事業戦略は、自社の成長余力、変化余力を最大限伸張し、従前よりも一段上となる成長を目指した企業の行動変容が示されたものとなっているか。
- ✓ 高い売上高成長率(補助事業期間を含む今後5年程度)が示されるとともに、それを実現できる事業戦略(当該補助事業を含む)となっているか。
- ✓ 高い付加価値増加率(補助事業期間を含む今後5年程度)が示されるとともに、当該補助事業や省力化等の取組により労働生産性の抜本的な向上が図られるなど、当該付加価値増加率を達成できる計画となっているか。
- ✓ 企業の収益規模に応じたリスクをとった投資となっているか(売上高における設備投資額(当該補助事業を含む)の比率が高い水準であるか)。
- ②市場や顧客動向を始めとした外部環境、経営資源(ヒト・モノ・カネ・情報)等にかかる強み・弱みの内部環境を分析した上で、当面の事業戦略が論理 的に構築され、補助事業が効果的に組み込まれているか。
- ✓ 補助事業により提供される商品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、市場ニーズの有無の検証などがなされているか(先行投資の取組、 事業化可能性調査、テストマーケティング等)。
- ✓ 競合他社の製品・サービスを分析した上で、自社の優位性や特性が確保できる差別化された計画となっているか。
- ③適切な成果目標等が示され、その達成に向けて効率的に管理する体制が構築されているか。
- ④コンソーシアム形式の場合には、連携の意義・目的が明確であり、相乗効果が見込まれるか。

波及効果

- ⑤地域への波及効果として、投資により創出された利益を賃金として従業員へ還元する賃上げの計画が具体的かつ妥当であり、賃上げ要件の水準を上回る ものとなっているか。
- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造などに資する事業であるか(例えば、川上の調達先・川下の販売先をはじめサプライチェーンを通じた波及効果がある事業か、ものづくりの高度化やイノベーションの創出など産業競争力を強化し新たな価値創造に資する事業であるか、地域資源の積極的な活用などを通じ地域の経済成長を力強く牽引する事業であるか等)。
- ②下請取引先等に対する適切な取引姿勢、自然災害や感染症、サプライチェーン寸断等に対するレジリエンス、女性活躍や仕事と子育ての両立などに配慮した職場環境整備など、地域のモデル企業としての取組を進めているか。

#### 実現可能性

- ⑧計画を実施可能な経営体制が構築されており、早期に投資が実行され、確実に効果が得られると見込まれるか。
- ⑨補助事業を適切に遂行できる財務状況が十分に確保されているか(ローカルベンチマークによるスコアリング)。
- ⑩金融機関のコミットメントが得られているか(確認書を発行した金融機関の担当者等がプレゼンテーション審査に同席する場合の加点等)。

## 6. 今後の主なスケジュールについて

4月下旬	公募説明会
5月8日 (木)	1次公募 申請受付開始
6月9日(月)	1次公募 締切
7月上旬	1次審査結果の公表

<sup>※</sup> 資料提出後、公募締切前に資料を再提出したい場合は、**必ず公募締め切りの2営業日前の17時までに、事前に事務局へ問い合わせた上で、所定の手続** <u>きにより再提出してください</u>。

(事前に事務局への連絡が無い場合は、最初に提出された書類をもって審査いたします。)

※ <u>公募締め切り日の5営業日前</u>までに提出された申請書類については、書類の不足や命名規則違反、ファイル破損、様式のエラーの有無を事務局が確認し、不 備が発覚した場合には御連絡の上、公募期間内での再提出が可能ですので、<u>お早めの御申請をお願いいたします</u>。

7月28日(月) ~8月8日(金)	プレゼンテーション審査(申請企業の経営者等が出席)
9月上旬	採択結果の公表(以降順次、交付決定)

※ 本事業に関する個別のお問い合わせについては、事務局にて対応させていただきます。

#### 【事務局連絡先】

・電話番号 : 0570-07-4153 (IP電話等からのお問い合わせ: 03-4446-4307)

営業時間 平日10:00-17:00 (土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

・質問受付フォーム: https://ksk2025.f-form.com/inquiry

【注意】スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。最新の情報はホームページをご確認ください。

## 改訂履歴

改訂日	Ver	頁	改定内容
2025/3/14	-	-	• 初版掲載
2025/3/24	1.1	9頁	・ 【事務局連絡先】に電話番号を掲載
2025/4/11	1.2	-	・ 【よくあるご質問】を削除(別資料として分割)
2025/4/18	1.3	1頁	・ 公募要領を掲載するリンク先を変更
2025/4/25	1.4	9頁	<ul><li>・ 主なスケジュール内の注意事項を更新</li><li>・ プレゼンテーション審査の日程を明確化</li></ul>

<sup>※</sup> 誤字・脱字など、申請に直接影響しないと判断した修正については掲載いたしません。